

市税に係る相続人代表者の誤登録について

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書について、相続人代表者の誤登録により、誤った送付先に送付していた事案が発覚いたしました。

本件に関係された方々には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、事務適正化を最優先課題として取り組んでまいります。

1 事案 1件

2 経過

6月 12 日(金)に令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書を発送したところ、受け取った市民の方から、数年前に亡くなった親と同姓同名の別人の通知書が届いたとの連絡が6月 23 日(火)にあり、調査した結果、誤発送が発覚いたしました。

3 原因

死亡者の手続きとして、相続人代表者から亡くなった方の「市税の納税通知書等」の送付先を届け出ただき、その内容を登録しています。

令和5年に、亡くなった方の手続きをした際、相続人代表者に届くように登録していましたが、担当職員が誤って亡くなった方と同姓同名の別の方の分も、亡くなった方の相続人代表者に届くよう登録し、送付していました。

そのため、同姓同名の別の方には、本来届くはずの通知書等が送付されていませんでした。

4 今後の対応

- (1) 誤って送付先が登録され、納税通知書等が未達だった方及び亡くなった方の相続人代表者には、事情を説明し、お詫びいたしました。また、未達だった方には令和5年度から令和8年度の通知書を改めてお渡ししました。
- (2) このような誤登録がないよう、確認の手順を見直してチェック体制を強化し、確実に再発防止を図ってまいります。

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所財務部税務課 担当:大和
電話(直通)0259-63-5110